

# 奈良東国際介護福祉学院

## 学 則

### 第1章 総則

(目的)

#### 第1条

本校は、世界各国の外国人に対し、日本語教育を行い、学習者個々が抱えている目的を達成するに十分足る知識、総合的コミュニケーション能力の養成・向上、国際的社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

#### 第2条

本校は、奈良東国際介護福祉学院という。

(位置)

#### 第3条

本校は、奈良県奈良市鹿野園町806に置く。

(点検評価)

#### 第4条

1. 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

### 第2章 学科、コース、修業期間、収容定員および休業日

(学科、コース、修業期間および収容定員)

第5条 本校の学科、コース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

| 学科名   | コース        | 入学時期 | 修業期間  | 収容定員 | クラス数 |
|-------|------------|------|-------|------|------|
| 日本語学科 | 進学1年コース    | 4月生  | 1年    | 180名 | 9クラス |
|       | 進学1年6か月コース | 10月生 | 1年6か月 |      |      |
|       | 合計         |      |       | 180名 | 9クラス |

(始期・終期等)

## 第6条

1. 本校のコースは、4月及び10月に始まり、3月に終わる。
2. 前項の期間を分けて、次の学期とする。

《進学1年6か月コース》

- (1) 第1学期 10月1日から 3月31日まで
- (2) 第2学期 4月1日から 9月30日まで
- (3) 第3学期 10月1日から 3月31日まで

《進学1年コース》

- (1) 第1学期 4月1日から 9月30日まで
- (2) 第2学期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

## 第7条

1. 本校の休業日は、以下のとおりにする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(4月下旬から5月上旬のゴールデンウィークは、上記以外の休日を各年度前に決める。)

- (3) 春休み 3月中旬から 4月上旬まで (約3週間、終始日は各年度前に決める。)
- (4) 夏休み 8月上旬から 8月下旬まで (約3週間、終始日は各年度前に決める。)
- (5) 秋休み 9月下旬から 10月上旬まで (約1週間、終始日は各年度前に決める。)
- (6) 冬休み 12月下旬から 1月上旬まで (約2週間、終始日は各年度前に決める。)

2. 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるとき、また各年度の暦によって授業日数の調整が必要な場合は、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
3. 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めたときには、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

## 第8条

授業の終始時刻は、校長が別に定める。

### 第3章 教育課程、授業時間、学習の評価及び教職員組織

#### (教育課程)

#### 第9条

本校の各コース別の教育課程及び授業時数は、次の表のとおりとする。

ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

#### (1) 進学1年コース

| 授業科目 | 内容                                                                                                                             | 週当たり<br>授業時間等  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 初級Ⅰ  | 日本での生活が困らない程度の基礎的な日本語ができる<br>ひらがな・カタカナに加え、漢字を150字程度読み書きできる<br>日本でトラブルなく生活できるように基本的なルールやマナーを理解する                                | 100時間<br>(5週)  |
| 初級Ⅱ  | 日本での生活がより充実するように基礎的な日本語ができる<br>漢字を300字程度読み書きできる<br>自然なイントネーションで発話でき、自然なフィラーや相槌も使用することができる                                      | 100時間<br>(5週)  |
| 中級Ⅰ  | 相手によって話し方を変えるなど、より社会的な日本語ができる<br>漢字を500字程度読み書きできる<br>自分の経験(旅行経験等)、夢などについて600字程度の文章を書くことができる                                    | 200時間<br>(10週) |
| 中級Ⅱ  | 説明文や論説文、実用的な文章を読んで、情報を正しく理解できる<br>漢字を750字程度読み書きできる<br>提示された一つのまたは複数の考え方について、自分の意見を論じられる<br>ある問題について現状を説明し、将来の解決方法について論じることができる | 200時間<br>(10週) |
| 中級Ⅲ  | あるテーマに関し、自分の考えや意見を述べた上で他者と議論することができる<br>漢字を1000字程度読み書きできる<br>説明文や論説文、実用的な文章を読んで、情報を正しく理解できる                                    | 200時間<br>(10週) |

#### (2) 進学1年6か月コース

| 授業科目 | 内容                                                                                              | 週当たり<br>授業時間等  |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 初級Ⅰ  | 日本での生活が困らない程度の基礎的な日本語ができる<br>ひらがな・カタカナに加え、漢字を150字程度読み書きできる<br>日本でトラブルなく生活できるように基本的なルールやマナーを理解する | 200時間<br>(10週) |
| 初級Ⅱ  | 日本での生活がより充実するように基礎的な日本語ができる<br>漢字を300字程度読み書きできる                                                 | 200時間<br>(10週) |

|     |                                                                                                |                  |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
|     | 地域のイベントなどに参加し、人間関係を広げることができる                                                                   |                  |
| 中級Ⅰ | 相手によって話し方を変えるなど、より社会的な日本語ができる<br>漢字を 500 字程度読み書きできる<br>日本のポップカルチャーや若者文化に触れる                    | 200 時間<br>(10 週) |
| 中級Ⅱ | 表現力を高め、ある程度まとまりのある談話ができる<br>漢字を 750 字程度読み書きできる<br>日本の年中行事や地域の風習等を学び、体験したことについて説明することができる       | 200 時間<br>(10 週) |
| 中級Ⅲ | あるテーマに関し、自分の考えや意見を述べた上で他者と議論することができる<br>漢字を 1000 字程度読み書きできる<br>日本の文化や歴史について知り、より深い異文化について考察できる | 200 時間<br>(10 週) |
| 上級Ⅰ | 日本語話者とのやり取りが流暢かつ自然である<br>漢字を 1500 字程度読み書きできる<br>日本を取り巻く社会問題や国際問題について学び、議論することができる              | 200 時間<br>(10 週) |

(学習の評価)

#### 第 10 条

学習の評価は、試験成績、出席状況、学習態度などを総合して、A・B・C・D・E の 5 段階で評価し、D 以上を合格とする。

(教員組織)

#### 第 11 条

1. 本校では以下のとおりに教職員を置く。

- ( 1 ) 校長
- ( 2 ) 主任教員
- ( 3 ) 教員 9 名以上 (うち専任 3 名以上/ ( 3 ) の教員に主任教員は含めない)
- ( 4 ) 生活指導担当者 1 名以上
- ( 5 ) 事務職員 3 名以上

2. 前項のほか、必要な契約職員を置くことができる。

3. 校長は校務を司り、所属職員を監督する。

4. 校長は各学期に最低一回以上の教職員全体による会議を設け、クラス全体の進行状況、学生の習得状況・生活状況等を検討する。

5. 主任教員は教務の主任を務め、全課程の監督を行う。

6. 各クラスの担任教員はそのクラスの他の教員と、学生の習得状況、出席状況及びカリキュラムに

ついて、適宜ミーティングを行う。

7. 初任教員は一定期間の研修を受け、本校のクラス運営、ファイリング、教授法等の説明を受け、それを励行するものとする。

## 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

### 第12条

1. 原則として、在留資格「留学」により本校に入学する者の入学資格は、以下の条件をいずれも満たしていることとする。
  - (1) 12年以上の学校教育もしくは、それに準ずる課程を修了している者、また修了する見込みがある者。
  - (2) 年齢が18歳以上の者。
  - (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、また許可される見込みがある者。
  - (4) 信頼のおける財政保証兼身元保証人を有する者。
  - (5) 進学1年コースに限り、日本語を150時間以上履修し、日本語能力N4程度以上の日本語能力がある者。
2. 前項の条件に限らず、入国管理局より在留資格に問題がないと認められる者は、校長は入学を許可することができるものとする。

(入学時期)

### 第13条

本校への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

(入学手続き)

### 第14条

本校への入学手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第20条に定める選考料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 本校に前号の手続きを完了した者に対して、選考を行い、入学許可者に対して必要な手続きを行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金及び必要な書類を添えて、申請学期の入学手続きをしなければならない。

(休学・復学)

#### 第 15 条

1. 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、10 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書等必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
2. 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

#### 第 16 条

期間の途中で、退学する者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

#### 第 17 条

1. 校長は、前号で定められた各学期について第 10 条に定める学習の評価を行い、総合して一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
2. 校長は本校の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与し、本校が定める一定の履修を終えた者に対して、在籍期間証明書を発行する。

(褒賞)

#### 第 18 条

校長は、成績優秀かつ他の学生の規範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

#### 第 19 条

1. 学生が、本校の学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときには、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。
2. 懲戒処分の種類は、訓告、退学の 2 種とする。
3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うこととする。
  - ( 1 ) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - ( 2 ) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - ( 3 ) 正当な理由なく出席が不良な者
  - ( 4 ) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
  - ( 5 ) 授業料その他の納付金の納付を怠り、催告しても納得をしない者

- ( 6 ) 日本の法律に違反した者
- ( 7 ) 日本の社会道徳に著しく反する行為をした者
- ( 8 ) 提出書類の内容に、重大な虚偽のあることが判明した者

## 第 5 章 学生納付金

(学生納付金)

### 第 20 条

本校進学コースの学生納付金は、次のとおりとする。

※以下の料金表示は、税抜きとなり、実際の支払いは、税込みの金額とする。

税率は、その支払い年月日における日本の法令に遵守するものとする。

| コース名              | 選考料    | 入学金    | 授業料     | 教材費等    | 小計<br>(税抜) | 合計<br>(税抜) |
|-------------------|--------|--------|---------|---------|------------|------------|
| 進学<br>1 年コース      | 30,000 | 50,000 | 710,000 | 110,000 | 900,000    | 900,000    |
| 進学<br>1 年 6 か月コース | 30,000 | 50,000 | 850,000 | 150,000 | 1,080,000  | 1,080,000  |

(納入)

### 第 21 条

1. 学生が本校に籍を置いている期間中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定期日までに納入しなければならない。
2. 学生の授業料は申請学期の初日から計算され、自己都合によって入学が遅れても、その期間の授業料の振替、あるいは免除を行わないものとする。
3. いかなる学生でも休学した場合、授業料の振替、免除を行わないものとする。

(滞納)

### 第 22 条

学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を 1 学期以上滞納し、その後においても、納入の見込みがない場合には、校長は当該学生に対して退学処分を行うことができる。

(生徒納付金の返還)

## 第 23 条

1. すでに納入された学生納付金は、原則として返還しない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

( 1 ) 入学する年度以前(4 月入学の場合は 3 月 31 日、10 月入学の場合は 9 月 30 日)に入学を辞退した場合において、既に納入している授業料、その他納付金の一切を返金するものとする。

( 2 ) 損害賠償額の予定、又は違約金のさだめの性質を有する授業料等の平均的な損害を超えた部分

2. 前項の手続きをする場合は、次の必要書類のうち、必要とされるものを本校に提出又は提示するものとする。

( 1 ) 納付金の領収書

( 2 ) 事情説明書

( 3 ) 未使用の「在留資格認定証明書」

( 4 ) パスポート

( 5 ) その他、本校が必要と判断し、提出又は提示を求めたもの

注： 必要な書類が揃っていない場合や事情説明書の内容が十分でない場合には、納付金を返還できない場合もある。

## 第 6 章 雑則

(学生証)

## 第 24 条

入学時に学生証を発行する。この学生証は、在学期間中、生徒の身分を証明するものであり、常に携帯していなければならない。

(寄宿舍)

第 25 条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

## 第 26 条

本校に入学する学生は入学時に、本国からの健康診断書を提出しなければならない。また、来日後の在学生の健康診断は毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(健康保険加入)

## 第 27 条

在留資格留学を有しているものについては、国民健康保険に加入しなければならない。

(忌引)

## 第 28 条

忌引の期間は、次のとおりとする。ただし、親族が海外にいる場合は、( )の期間とする。

両親、兄弟 6 日(14 日)

祖父母 3 日(10 日)

その他の親族 1 日(7 日)

(細則)

第 29 条 本学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

付則：本学則は、2020 年、04 月 01 日から施行する。

付則：本学則は、2024 年、10 月 01 日から施行する。

付則：本学則は、以下の条項を改正し、2026 年、04 月 01 日から施行する。

- 1 第 2 条 HAYAMA International Language School から奈良東国際介護福祉学院へ変更
- 2 第 2 章 コース、修業期間、収容定員および休業日 (コース、修業期間および収容定員)から学科、コース、修業期間、収容定員および休業日 (学科、コース、修業期間および収容定員)へ変更
- 3 第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条 第 23 条 本学を本校へ変更
- 4 第 6 条 《進学コース 1 年 6 ヶ月》を《進学 1 年 6 か月コース》に変更
- 5 第 3 条 奈良県奈良市都祁吐山町 3939 から奈良県奈良市鹿野園町 806 へ変更
- 6 第 11 条 学生に習得状況から学生の習得状況へ変更

付則：本学則は、2026 年、10 月 01 日から施行する。